

## 税理士による確定申告事前準備無料相談会

本年より社会貢献活動として、下記の通り開催いたします。

税理士が対応いたしますので、ぜひこの機会をご利用ください。

- ◆ 場所 イトヨーカドー福山店
- ◆ 日時 平成 30 年 2 月 5 日(月)  
2 月 6 日(火)  
2 月 7 日(水)  
2 月 8 日(木)  
2 月 9 日(金)
- ◆ 時間 10:00~12:00  
13:00~16:00

【対象となる方】

年金受給者と給与所得者(譲渡・贈与・相続を除く。)



**必要な書類をお持ちください。**

**なお、事前準備相談のみですので、確定申告書及び他の書類の作成及び受付はいたしません。**

主催 中国税理士会 福山支部 ☎084(931)7594

資料があるかどうか、右のチェック欄で確認しましょう！

【申告に必要な書類】	チェック欄
・平成 28 年分申告書控え (前年に申告をされている方)	
・公的年金等の源泉徴収票	
・給与所得の源泉徴収票	
・平成 29 年中に支払った社会保険料 (国民健康保険・介護保険・国民年金)	
・生命保険料、地震保険料控除証明書	
・申告人名義の通帳 (あるいは口座番号がわかるもの)	
・認印	
・マイナンバー (個人番号) のわかる書類 運転免許証などの「本人確認」のための書類	

- 住宅ローン控除、医療費控除、セルフメディケーション税制等を受けられる方は、裏面の必要書類をご覧ください。

●住宅ローン控除を受ける方は以下の資料も必要となります。

チェック欄

・住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書	
・売買（又は請負）契約書のコピー	
・土地家屋の登記事項証明書	
（増改築等をされた方は）・「増改築等工事証明書」（原本）	
（補助金又は住宅取得等資金の贈与を受けられた方は）・その金額がわかるもののコピー	

●医療費控除を受ける方は以下の資料も必要となります。（注 1）

・「医療費の明細書」（注 2）	
・通院のために公共交通機関を利用した場合の金額等を記載したメモ等	
・入院又は医療保険金を受け取った場合、その保険金額のわかるもの	
・高額療養費の還付を受けた場合、その還付金額のわかるもの	

●セルフメディケーション税制を受ける方は以下の資料も必要となります。（注 1）

・医薬品購入費の明細書（注 2）	
・上記の特定健康診査等を行ったことを証する書類	

（注 1）医療費控除とセルフメディケーション税制は、いずれか一方のみの選択適用となります。

（注 2）平成 29 年分から平成 31 年分までの確定申告については、「領収書」も可能です。

【その他下記に該当する方】

・義援金、寄附金の領収書、証明書又は振込領収書	
・障害者手帳などお持ちの方は手帳	
・満期保険金のある方は保険会社発行の明細書 （受け取った保険金額と支払った保険料総額の記載があるもの）	

**申告においでの際には、このチラシと上記資料をご持参ください。**

★ 中国税理士会福山支部からのお知らせ

<p><b>税理士記念日行事「税の無料相談」</b>  <b>平成30年2月17日(土)10:00～16:00</b>  <b>場所 エフピコ Rim 1F</b>  <b>お問い合わせ 中国税理士会 平日のみ 084(931)7594</b></p>
--